1953年6月16日　第三種郵便物認可

2025年２月24日（月）　3180号　隔週月曜日発行

民主青年新聞

DEMOCRATIC YOUTH NEWSPAPER

みどころ
明日の自分に会いに　医師　6、7面
戦後補償問題　炭鉱事故遺族　3面
すべての労働者の賃上げ・労働時間短縮を　10、11面

▶ ホームページ www.dylj.or.jp　▶ Eメール minsin@dylj.or.jp

医療費削減、誰のため？

政府は今年８月から、医療費の過度な自己負担を減らすための制度である「高額療養費制度」の負担上限額の段階的な大幅引き上げをねらっています。がん患者や家族などからは反対の声が次々と上がっていますが、街の青年はどのように受け止めているのでしょうか。青年の声を聞くとともに、制度改悪は私たちにどのような影響を与えるのか、日本共産党・政策委員会の谷本諭さんに聞きました。　（齊藤崇記者）

69歳以下の人の上限額

適用区分	ひと月の上限額（世帯ごと）
年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円＋（医療費－842,000）×１％
年収約770万円～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円＋（医療費－558,000）×１％
年収約370万円～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円＋（医療費－267,000）×１％
～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
住民税非課税者	35,400円

健保は健康保険、国保は国民健康保険の略。
標報：標準報酬月額の略で、被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したもの。
旧ただし書き所得：前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除額を除いた額。

厚生労働省保険局「高額療養費制度を利用される皆さまへ（平成29年７月診療分まで）」を基に作成

医療費が上がるのは仕方ない？

街の青年は、高額療養費制度の改悪についてどう思っているのでしょうか。２月11日に渋谷で取材しました。最近レントゲンを撮ったという大学２年生は、「レントゲンを撮るのに３千円弱かかった。学生で一人暮らしをしているので、少し高いなと思う」と話しました。高額療養費制度の改悪については「知らなかったけど、自分が負担する額が増えるのはきついと思う。バイトと親からの仕送りで生活していてあまり楽ではないので、医療費はもうちょっと下げてほしい」と語りました。

小学生の妹がいるという大学１年生は「妹が風邪（かぜ）をひいたり、花粉症で耳鼻科に行ったりはしているけど、子どもは医療費無料なので助かっている」と話します。高額療養費制度の改悪については聞いたことがなかったと言い「払う額が多くなっちゃうと、手術するのも懸念しちゃうかもしれない。できるなら負担をもうちょっと減らしてほしい」と語りました。

また、財源を心配して、今回の改悪を「仕方がない」と話す青年もいました。派遣社員の青年（30）は、高額療養費制度のニュースについて「石破首相が医療費を上げると言っていることは聞いたことがあったが、詳しくは知らない」と言います。制度の改悪についてどう思うか聞くと、「どこかで財源は確保しないといけないので、上がるのはしょうがないのかな。高齢化が進めば今後も医療費は増えるので、予算は少子化の対策に充てる方がいいのでは。少子化でどんどん現役世代が少なくなってきているので、現役世代の税金で医療費を賄（まかな）うとなかなか無理があってきついかなと思う」と答えました。

あまり病院に行くことがないという大学４年生は、医療費が上がることは仕方がないとしつつも「上がるのはきついし、いいことだとは思わない。下げられるなら下げた方がいいと思う」と語りました。

▲「医療費が上がると自分の暮らしがどれくらいきつくなるか、あまり実感がわかない」と話す青年（11日、渋谷）

青年と高額療養費制度 改悪を考える

街頭では、改悪に反対する声と共に、現役世代の負担になるとの見方から、賛成する声も寄せられました。この問題をどう考えればよいのでしょうか。日本共産党・政策委員会の谷本諭さんに聞きました。

患者の負担を軽減する制度

―そもそも高額療養費制度とはどんな制度でしょうか。

日本では、すべての国民が公的医療保険に加入し、必要な医療は、保険診療で患者に給付されることになっています。

保険診療で受診した場合、患者の負担は、小学校入学前の子どもが、かかった医療費全体の２割、小学生から69歳以下の人（現役世代）が３割、70～74歳の人が原則２割、75歳以上の人が原則１割などとなります。

例えば、20代の人が風邪をひいてお医者さんにかかった場合、かかる医療費は全体で３千円程度です。仮に３千円とすると、患者本人が支払う金額（窓口負担）は３千円×３割で９００円となり、残りの２１００円は、加入する医療保険から出されます。

しかし、入院や手術、高額な薬を使って継続的に治療しなければいけない場合は、３割や１割の負担でも相当な額を払わなければならないことがあります。例えば、手術の費用に１００万円かかった場合、１００万円の３割は30万円となり、患者が負担するのは大変です。こうした高額医療の窓口負担を軽減するため、患者が負担する金額に月ごとの上限をもうけ、上限額を超えた分を医療保険で給付するしくみが「高額療養費制度」です。

高額療養費の負担限度額は、患者の年齢と所得によって決まります。現役世代で最も所得が低い住民税非課税の人の負担限度額は月３万５４００円で、高額の治療や手術をしても、３万５４００円を超える分は各医療保険から支払われます。住民税課税で年収３７０万円までの人は５万７６００円、年収３７０～７７０万円の人だと８万１００円＋かかった医療費×１％が負担上限額です（上図）。

高額療養費制度は〝所得が少ない人も含め、全国民に平等に医療を保障する〟という、「国民皆保険」を支える大事なしくみの一つといえます。

（２面につづく）

発行所
日本民主青年同盟中央委員会
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-20-2
電話(03)5772-5701　FAX(03)-5772-5702

日本民主青年同盟中央機関紙

定価　月680円　〒130円　1部340円
郵便振替00180-4-106690